

河内配水場流量調整弁更新等工事（小水力発電設備導入）

企画提案募集要項

令和6（2024）年 3 月

郡山市上下水道局

目 次

第1章 工事の目的	1
1. 背景と目的	1
第2章 募集概要	1
1. 提案募集内容	1
2. 施行場所	1
3. 提案内容の条件（全体）	1
4. 提案内容の条件（水力発電）	2
第3章 募集要件	3
1. 事業スケジュール	3
2. 参加資格要件	3
3. 募集要項配布	4
4. 関係資料の提供	4
5. 第1回説明会等の開催	5
6. 質問及び回答	6
7. 第2回説明会の開催	6
8. 参加申込み	7
9. 参加資格の確認	8
10. 企画提案書の提出	8
第4章 企画提案の審査及び契約候補者	9
1. 選定委員会による審査	9
2. 審査方法	9
3. 審査基準	10
4. 審査結果通知	11
第5章 契約協議等	11
1. 契約協議	11
2. 契約締結	11
3. 支払い	11
4. その他	11
第6章 その他留意事項	11
1. 留意事項	11
2. 担当窓口	12

第1章 工事の目的

1. 背景と目的

河内配水場において、流量調整弁を耐用年数の超過に伴い更新するにあたり、当地は水量と標高差から水力発電の適地であることから、流量調整弁の更新と同時に安全性や効率性を十分に考慮したうえで、小水力発電設備の導入を同時に実施する。

受注者の選定については、実績とノウハウを有する事業者の中から、最も優れた提案者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する。

第2章 募集概要

1. 提案募集内容

河内配水場流量調整弁更新等工事（小水力発電設備導入）（以下「本工事」という。）に係る設計、施工、及び維持管理（水力発電設備に限る）とする。

2. 施行場所 下表のとおり

	施行場所	住所
(1)	河内配水場	郡山市逢瀬町河内字山田2番
(2)	堀口浄水場	郡山市逢瀬町多田野字元寺1番1

3. 提案内容の条件（全体）

(1) 本工事の工期

令和6(2024)年8月上旬(予定)から令和10(2028)年3月17日まで

(2) 維持管理期間

水力発電設備の稼働期間

(3) 提案上限金額

¥1,000,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 提案上限金額（以下「上限金額」という。）について

- ① 上限金額は、設計費及び施工費とする。
- ② 設計費は、流量調整弁、水力発電の設計、及び系統連系に係る協議費用とする。
ただし、水力発電を民間事業者の負担での実施を提案される事業者は、設計費に占める水力発電分の費用を設計費に含めるか否かは、事業者の提案による。
- ③ 設計費の積算は、提案者の裁量による。
- ④ 施工費は、流量調整弁、及び水力発電に係る施工費とする。
ただし、水力発電を民間事業者の負担での実施を提案される事業者は、施工費には水力発電分は、含めないものとする。
- ⑤ 施工費の積算のうち、流量調整弁更新については、全国簡易水道協議会発行水道事業実務必携請負工事標準歩掛の「開削工事及び小口径推進工事等」の経費率を基本とする。また、水力発電については、提案による。
- ⑥ 上限金額の対象外は、水力発電を含む全ての維持管理費、及び系統連系に係る接続工事の負担金とする。

4. 提案内容の条件（水力発電）

（1）本事業の設置運営主体

事業者（連合体を含む）は、自ら設置及び運営を行うことを基本とする。

（2）上下水道局の関与

出資又は場所の貸付け、及び管路を流れる水の位置エネルギーの提供とする。

（3）実施場所の諸条件

① 水量 約40,000m³/日（2022年度平均送水量）

② 総落差 約74m

ただし、水量は、今後の水需要の動向等により変動する可能性がある。

なお、詳細な水量及び残存水圧は、別途提供する関係資料を参照のこと。

（4）水力発電設備の規模

設置する水力発電設備の規模は、事業者の提案による。

（6）稼働期間

事業者の提案による。

なお、事業期間終了後の扱いについては、上下水道局との協議による。

（8）施設利用料等

事業者の売電収入のうち、上下水道局に納付する金額。事業者の提案による。

（9）本工事を行うに際しての条件等

① 発電に使用する水量は、送水流量を基本とする。

② 商用電源の停止時、発電設備異常時等に水撃作用を防止するなど急激に流量を変化させない機能を有していること。

③ 既存施設を監視している堀口浄水場の中央管理室にて、水力発電設備の運転状況の確認が可能なように、遠方監視制御装置を設けること。

④ 水道水は水車を介して送水されることから、水質に影響を与えない材質並びに構造を有する機材を使用すること。

（10）運用上の条件等

① 日常的な発電に使用する水量の決定権は上下水道局、日常的な発電設備の運転・停止に係る操作権は事業者が有するものとし、事業者は常に適正な発電設備の運転管理を行うこと。

② 発電出力・発電電力量・異常情報等について、24時間連続で監視・データ出力・記録が可能な仕組みを有すること。

③ 発電量等の実績を毎月、関係法令に基づき上下水道局に報告すること。

（12）リスク分担

リスク分担は、上下水道局と事業者との契約協議で詳細な検討を行い、事業契約書において具体的内容を定めるものとする。

第3章 募集要件

1. 事業スケジュール

内 容	予 定 期 日 ・ 期 間	備考
(1)募集要項等の配布	2024年3月26日～2024年4月8日	
(2)資料申込期間	2024年3月26日～2024年4月8日	
(3)第1回説明会	2024年4月3日 午前10時00分～	
(4)現地案内	2024年4月3日 午後1時30分～	
(5)現地調査期間	2024年4月4日～2024年4月17日	
(6)質問期間	2024年4月11日～2024年4月18日	
(7)質問回答	2024年4月22日まで	
(8)第2回説明会	2024年4月24日 午後1時10分～	
(9)参加申込書提出期限	2024年4月22日～2024年4月26日	
(10)参加資格確認結果通知	2024年5月10日まで	
(11)企画提案書受付	2024年5月20日～2024年5月24日	
(12)プレゼンテーション	2024年5月下旬予定	
(13)審 査	2024年5月下旬予定	
(14)審査結果通知	2024年6月上旬予定	
(15)契約協議	2024年6月中旬予定～7月上旬予定	
(16)契約締結	2024年8月上旬予定	

2. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年6月28日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3)会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4)役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5)令和3年度に実施した「次期小水力発電事業性評価業務委託」の受注者でないこと。
また、この受注者には、関連会社（受注者の発行株式総数の100分の20以上の株式を有し、又はその出資の100分の20以上の出資をしているか、若しくは受注者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）を含むものとする。

(5) その他プロポーザルに参加する者に必要な資格

①	参加形態	単独事業者又は2つ以上の企業グループ
②	所在地要件	無し
③		建設業の許可(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)建設業法第3条の規定に基づく許可をいう。)を受けている者であること。
	許可業種	・水道施設 ・建築一式 ・電気 ・機械器具設置 の全て ただし、4,500万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業の許可を有する者。
④	施工実績	平成25(2013)年度以降に、上水道施設における、出力200kw以上の水力発電設備を設計、施工、及び1年間以上安定的に稼働している実績を有していること。
⑤	その他	電気事業法に基づく、「特定卸供給事業者」であるか、同事業者とグループを構成すること。

3. 募集要項配布

(1) 配布期間

① 期間 2024年3月26日(火) ~ 2024年4月8日(月)
(ただし、土・日・祝日を除く)

② 時間 午前9時 ~ 午後5時まで

(2) 配布場所

福島県郡山市豊田町1-4
郡山市上下水道局 浄水課 上下水道局庁舎2階
TEL 024-932-7646 FAX 024-939-5822

(3) その他

郡山市ウェブサイトからもダウンロードが可能である。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/106449.html>

ただし、図面等については項目 4.(2)により電子データで提供する。

4. 関係資料の提供

第2項の参加資格を有する申込者に対して、関係資料を提供する。

資料提供時の要件は、施工実績とする。

(1) 資料提供

本工事に関連する、水量等の各種データや図面等を提供する。

当該資料は、第三者への流失等、応募・提案に係る目的以外で使用しないこと。

(2) 申込先 第6章第2項の担当窓口を参照

(3) 申込期間 2024年3月26日(火) ~ 2024年4月8日(月)
(ただし、土・日・祝日を除く)

(4) 受付時間 午前9時 ~ 午後5時 (正午~午後1時を除く)

(5) 申込方法

① 窓口での提供を希望する場合

上記申込先に電子メールにて、受け取り日時を記載し、申し込むこと。

同メールには、「資料提供申込書（様式1）」に必要事項を記入し添付のこと。

受け取りの際は、担当の方の名刺及び受領のサインと引換えに電子データ（CD-R）を提供することとし、この（CD-R）は、複写することができる。

また、不明な点は、電話により問い合わせのこと。

② 郵送による提供を希望する場合

「資料提供申込書（様式1）」に必要事項を記入し、同申込先に電子メールにて申し込むこと。着払いの方法で提供する。

5. 第1回説明会等の開催

第5項から第7項までの出席等は、申込者の任意であり参加資格要件ではない。

(1) 第1回説明会（申込みの有無は任意）

施工実績を有する申込者に対して説明会を行う。

① 開催日時 2024年4月3日（水） 午前10時00分～

② 開催場所 福島県郡山市豊田町1-4
郡山市上下水道局 5階 大議室

③ 申込方法

申込みは、「第1回説明会申込書（様式2）」に必要事項を記入して電子メールにて申し込むこと。

また、既に施工実績が確認されている申込者は、これに係る資料は不要とする。

なお、会場の都合上、人数は1申込者あたり原則4名までとする。

④ 申込期限 4月2日（火）午後5時まで

⑤ 申込先 第6章第2項の担当窓口を参照

(2) 現地案内（申込みの有無は任意）

施工実績を有する申込者に対して現地案内を行う。

① 開催日時 2024年4月3日（水） 午後1時30分～（予定）

② 集合場所 河内配水場

③ 申込方法

申込みは、「現地案内申込書（様式3）」に必要事項を記入して電子メールにて申し込むこと。

また、既に施工実績が確認されている申込者は、これに係る資料は不要とする。

④ 申込期限 4月2日（火）午後5時まで

⑤ 申込先 第6章2項の担当窓口を参照

⑥ 人数及び河内配水場への移動方法

人数は1申込者あたり原則4名までとし、移動方法は各申込者の車両(1台厳守)とするが、申込者数により調整し事前に連絡することとする。

⑦ その他

ヘルメット及び長靴を持参すること。

(3) 現地調査 (調査の有無は任意)

施工実績を有する申込者に限る。

① 調査期間 2024年4月4日(木)～2024年4月17日(金)
(ただし、土・日を除く)

② 集合場所 堀口浄水場

③ 申込方法

申込みは、「第1回現地調査申込書(様式4)」に必要事項を記入して電子メールにて申し込むこと。

また、既に参加資格が確認されている申込者は、これに係る資料は不要とする。

④ 申込先 第6章第2項の担当窓口を参照

⑤ 申込期限 4月2日(火)午後5時まで

⑥ 調査日

1申込者あたり最大2日とし、原則1日あたり、1申込者とするため、事前に調整し連絡することとする。

⑦ その他

協力事業者等の同行を希望する申込者は、この旨を様式4に記載すること。

6. 質問及び回答

質問は、施工実績を有する申込者に限る。

募集要項などに関する質問の受付及び回答は、次により行うこととする。

(1) 質問の受付期間

① 期間 2024年4月11日(木)～2024年4月18日(木)

② 時間 最終日のみ 午後3時まで

(2) 質問の方法

「質問書(様式5)」に必要な事項を記入し、電子メールにて提出のこと。また、既に施工実績が確認されている申込者は、これに係る資料は不要とする。

(3) 提出先 第6章第2項の担当窓口を参照

(4) 回答日 2024年4月22日(月)まで

(5) 回答方法 回答は質問者名を伏せて、第4項から第6項までに申込み等があった全者に電子メールにて回答する。

7. 第2回説明会等の開催

(1) 第2回説明会（申込みの有無は任意）

施工実績を有する申込者に対して説明会を行う。

- ① 開催日時 2024年4月24日(水) 午後1時10分～
- ② 開催場所 郡山市上下水道局 5階 大議室
- ③ 申込方法

申込みは、「第2回説明会申込書（様式6）」に必要事項を記入して電子メールにて申し込むこと。

また、既に施工実績が確認されている申込者は、これに係る資料は不要とする。

なお、会場の都合上、人数は1申込者あたり原則4名までとする。

- ④ 申込期限 4月23日(火) 午後5時まで
- ⑤ 申込先 第6章第2項の担当窓口を参照
- ⑥ その他

上下水道局の事情により、第2回説明会の日時が変更となる場合もあるが、この場合には事前に連絡することとする。

8. 参加申込み

プロポーザルに参加を申し込む場合は、別添「参加申込書及び企画提案書作成要領」のとおり参加申込書を提出すること。

なお、受付期間を経過した後の申込みは受け付けできない。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式7-1 又は様式7-2）
- ② 誓約書（様式8-1 又は様式8-2）
- ③ 企業グループ提携に関する誓約書（様式9-1）（企業グループの場合）
- ④ 企業グループ事業分担報告書（様式9-2）（企業グループの場合）
- ⑤ 施工実績報告書（様式10）
- ⑥ 建設業の許可の写し（土木一式、建築一式、電気、機械器具設置 の全て）

(2) 提出部数 2部（原本1部、写し1部）

(3) 提出期間

- ① 期間 2024年4月22日(月) ～ 2023年4月26日(金)
(ただし、土・日・祝日を除く)

- ② 時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

(4) 提出先 第6章第2項の担当窓口を参照

(5) 提出方法

参加申込書は、持参又は郵送での提出とする。（電子メール不可）

なお、郵送の場合は、配達証明付一般書留郵便とし、提出期限必着とする。

9. 参加資格の確認

郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、提出された参加申込書等により参加資格要件を確認する。参加資格を満たしている申込者に対しては、参加資格確認の通知と企画提案書の提出要請書を2024年5月10日（金）までに発送し、また、説明会等に1度も出席のない申込者については、質問及び回答を同封する。

参加資格が認められなかった申込者に対しては、参加資格が認められなかったこと及びその欠格理由を書面により通知する。通知を受けた申込者は、書面により欠格理由についての説明を求めることができる。

10. 企画提案書の提出

参加資格が確認され、企画提案書の提出要請を受けた応募者は、別添「参加申込書及び企画提案書作成要領」のとおり企画提案書（様式11）等を提出のこと。

（1）提出書類

① 事業者概要（任意様式）

- ・水力発電の施工及び運転実績
- ・脱炭素への取り組み実績
- ・社会貢献への取り組み実績

② 設計（任意様式）

- ・機器の構成（流量調整弁） 平面図、断面図等
- ・機器の構成（水力発電） 平面図、断面図等
- ・独創的な提案
- ・見積額 水力発電は提案者の負担とする場合は、これを含めない。
試掘、地質調査を実施する場合は、対象外。

③ 施工（任意様式）

- ・施工体制 配置技術者（様式12）、有資格者を記載のこと
必要とする資格者 各1名以上
 - ・一級建築士 ・技術士（上下水道部門）
 - ・技術士（電気電子部門） ・技術士（機械部門）
 - ・電気主任技術者第三種 ・一級土木施工管理技士
- ・安全面の考慮
- ・工程表
- ・見積額（施工費） 試掘、地質調査を実施する場合は、施工費に含める。

④ 維持管理（水力発電）（任意様式）

- ・緊急時の対応
- ・維持管理体制
- ・水力発電のスキーム FIT、FIP等
- ・施設利用料等 上下水道局への納付額

(2) 提出部数 原本 1部、写し 9部

(3) 提出期間

① 期間 2024年5月20日(月)～2024年5月24日(金)

(ただし、土・日を除く)

② 時間 午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く)

(4) 提出先 第6章第2項の担当窓口を参照

(5) 提出方法

企画提案書は、持参又は郵送で提出してください。(電子メール不可)

なお、郵送の場合は、配達証明付一般書留郵便とし、提出期限必着とする。

(6) その他

① 管理者から企画提案の提出要請がなかった者からの企画提案書は受けけない。

② 提出後に不備等が見つかった場合は、提出期限までに修正・差替えすることは可能とする。

③ 審査にあたって、追加資料の提出を求める場合がある。

④ 企画提案書の提出要請を受けた者が企画提案書を提出しない場合は、その旨を2024年5月24日(金)午後4時までに電子メールにて連絡すること。

第4章 企画提案の審査及び契約候補者

1. 選定委員会による審査

(1) 管理者が設置する河内配水場流量調整弁更新等工事(小水力発電設備導入)に係るプロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において、第3項に示す審査基準に基づき、各項目について評価及び採点を行い、評価点が最も高い提案者(以下「契約候補者」という。)が契約候補者となる。

(2) 評価点は、評価項目ごとに委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。小数点以下の端数があるときは、小数点第3位以下を四捨五入する。

(3) 評価点が最も高い参加者が2者以上の場合は、評価項目の「②設計 機器の構成(流量調整弁)」の得点が高い方を第1位とし、さらに同点の場合は、「④維持管理(水力発電)緊急時の対応」の得点が高い方、次いで「③施工 安全面の考慮」の得点が高い方の順で上位とする。

(4) 参加者が1者でも、参加資格を有し、かつ、委員会において本工事を実施できると認める場合は、契約候補者に選定する。

2. 審査方法

(1) 審査方法は、企画提案書の書面審査と提案内容についてのプレゼンテーションと、質問に回答していただく。

(2) 審査日程 2024年5月下旬 (予定)

※ 審査日程の詳細は第3章11項の企画提案書の提出要請書と同日に通知する。

(3) プレゼンテーション後の審査の過程で、上下水道局から文書での質問がある場合があるので、この場合は文書で回答のこと。

3. 審査基準

企画提案書を審査する基準は、以下のとおりとします。

評価項目	評価項目 (詳細)	評価点	
		詳細	配分
①事業者概要	・水力発電の施工及び運転実績	10	20
	・脱炭素への取り組み実績	5	
	・社会貢献への取り組み実績	5	
②設計	・機器の構成 (流量調整弁)	10	30
	・機器の構成 (水力発電)	5	
	・独創的な提案	5	
	・見積額 (設計)	10	
③施工	・施工体制	5	25
	・安全面の考慮	10	
	・工程表	5	
	・見積額 (施工)	5	
③維持管理 (水力発電)	・緊急時の対応	10	25
	・維持管理体制	5	
	・水力発電のスキーム	5	
	・施設利用料等	5	
計		100	100
備考	<p>② 設計 見積額について 水力発電を事業者負担で実施する場合、水力発電に係る設計費用をこれに含めるか否かは、提案による。</p> <p>③ 施工 見積額について 水力発電を事業者負担で実施する場合、水力発電に係る施工費用は、この見積額に含めない。</p> <p>④ 維持管理 (水力発電) 施設利用料等について 提案事業者が行う水力発電の売電収入のうち、上下水道局に納付する金額の合計とする。(最大20年間程度)</p>		

4. 審査結果通知

(1) 審査結果は、審査の対象となった全ての参加者に書面で通知する。

また、通知時期は、2024年6月上旬予定とする。

(2) 審査結果の公表

契約候補者決定後に、プロポーザル参加者名及び評価点（詳細）を公表する。

第5章 契約協議等

1. 契約協議

契約候補者は、契約に係る協議を行い内容を確定さる。この内容は、契約候補者が本プロポーザルで提案した内容が基本となるが、管理者と契約候補者との協議により最終的に決定し、契約候補者との随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

協議期間 2024年6月中旬（予定）～ 2024年7月上旬（予定）

2. 契約締結

管理者は、契約候補者と「郡山市上下水道局契約規程」（平成29年4月1日制定、上下水道局規程第5号）に基づき、契約を締結する。

契約締結 2023年8月上旬（予定）

3. 支払い 以下のとおりとする

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
前金払	有り	有り	有り	有り
中間前金払	有り	有り	有り	有り
部分払	有り	有り	有り	有り

4. その他

契約候補者の特定から契約締結までに「第6章第1項第3号」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

第6章 その他留意事項

1. 留意事項

(1) 本事業に使用する言語は、日本語とし、通貨単位は、日本円とする。

(2) 説明会等への出席、現地調査、企画提案書の作成、及びその説明に関する全ての費用は、申込者の負担とする。

- (3) 次のいずれかに該当することとなった申込者は失格とする。
- ① 第3章第2項の参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 提出書類への虚偽の記載その他の不正行為をした場合
 - ③ 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合
- (4) 提案内容に含まれる特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、物品、施行方法等を使用した結果発生した責任は、原則としてその提案を行った受注者が負うこととする。
- (5) 提出書類は返却せず、著作権は申込者に帰属する。
- (6) 企画提案は1点とし、複数の提案書の提出は行えない。
- (7) 提出された書類は、参加資格の確認、企画提案者の審査及び結果の公表以外の目的には使用しない。ただし、提出書類は、郡山市情報公開条例（平成13年12月19日条例第44号）に基づき公開する場合がある。
- (8) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。
- (9) 提出書類への虚偽の記載、その他の不正な行為をした場合は、その者に対して指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (10) 提案者は、審査結果に苦情を申し立てることができない。

2. 担当窓口

〒963-8016

福島県郡山市豊田町1番4号

郡山市上下水道局 浄水課浄水事業係 上下水道局庁舎2階

TEL 024-932-7646

FAX 024-939-5822

E-mail : suidojosui-kanri@city.koriyama.lg.jp